

愛光園介護支援サービス事業 重要事項説明書

令和 6年 4月 1日現在

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定 第0471300103号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は原則として「要介護」と認定された方が対象となります。

(事業の目的)

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事ができるように利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供することを目的とします。

(運営方針)

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように公平中立に行うよう努め、事業の運営に当たっては、市町村、老人介護支援センター、他の指定介護支援事業者、介護保険施設等との連携を密に行って行きます。

利用者は、複数の居宅サービス事業所等の紹介することや、当該事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。なお、当事業所が作成した居宅サービス計画の総数における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、及び福祉用具貸与の利用割合と各サービスごとの、同一事業者によって提供された割合について、説明を行います。

(職員の職種、人員及び職務内容)

職 種	専 従		兼 務	
	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤
管 理 者			1	
介 護 支 援 専 門 員 (ケアマネージャー)	4		1	
そ の 他 の 職 員				

1 管 理 者

指定居宅介護支援事業者の運営管理全般を統括し職員を指揮監督します。

2 介護支援専門員

介護認定に必要な訪問調査をしたり、利用者やその家族からの相談にのったり在宅サービスや施設サービスが適切に受けられるように本人の状態と要望に合わせた介護サービス計画（ケアプラン）を作成致します。又、サービスが利用者の方に満足いただけるように介護サービス提供機関との連絡調整を行います。又介護認定申請をはじめ介護保険に係る各種申請の代行を行い皆様の便宜を図りその他介護に関するさまざまな相談に応じます。

3 その他の職員

居宅介護支援に係る指示された業務に従事します。

(営業日及び営業時間)

営業日	月曜日から金曜日まで。 ただし、土曜日、日曜日、祝日、振り替え休日、12月29日から1月3日までを休みとします。
営業時間	午前9時から午後6時までとします。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

<p>相談受付場所</p> <p>愛光園介護支援サービス（電話 来所 又は訪問）</p> <p>住所 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎三島255番地</p> <p>電 話 0228-49-1511 0228-45-6031</p> <p>ファックス 0228-45-6032</p> <p>営業時間外は特別養護老人ホーム愛光園（45-2551）においても簡易受付をし連絡可能な体制をとっております。</p> <p>24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しております。</p>
--



<ul style="list-style-type: none">○ 介護支援専門員（ケアマネージャー）が自宅にお伺いし利用者及びその家族に面接し利用者の状態と要望に添った満足のいく介護サービス計画（ケアプラン）を作成致します。○ 介護認定申請および介護保険に係る各種申請の代行をします。○ 医療との連携を図り、必要に応じて主治医への連絡を行います。○ 住宅改修のご相談をお受けします。○ サービスの変更や追加・希望・要望・苦情に対応します。
--



- 随時、自宅にお伺いし、サービスが予定通り実施されているか確認し利用者の要望にこたえられるよう、連絡調整をします。
- 居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行います。



- 給付管理を行います。

※ケアプラン作成、介護保険に関する相談は無料です。

(利用料 その他の費用の額) 別紙1の通り

- ① 法定代理受領により当法人の居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。
- ② 通常の事業の実施地域を越える場合は交通費をいただく場合があります（41円/k m）
但し、法に定めがある場合は法の定めによります。
- ③ サービスの提供に当たってはあらかじめ、利用者や家族に対し、サービスの内容及び利用料の金額に関して充分説明を行いご了解を得て行います。

(通常の事業の実施地域)

居宅介護支援は栗原市栗駒（耕英地区を除く）・鶯沢及び栗原市金成・志波姫・築館に係る東北新幹線沿線並びに国道398号線までとする。

通常の事業の実施地域を越えて居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算させていただきます。

(苦情申立の制度)

自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが介護サービス計画に位置づけた介護サービスはこれに相当するサービスに対する利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応します。

窓 口 愛光園介護支援サービス

担 当 者 大場 いづみ

介護保険の苦情や相談に関しては他に下記の相談窓口があります。

(介護保険サービスの苦情について)

宮城県国民健康保険団体連合会 022-222-7079

宮城県北部保険福祉事務所 栗原地域事務所 0228-22-7019

栗原市介護福祉課 0228-22-1350

※ 保険者が栗原市以外の方は各保険者へお問い合わせ下さい

(事故発生時の対応) 別紙2の通り

(その他の重要事項)

介護支援専門員およびその他の従事者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしません。

介護支援専門員氏名

岩淵 紀久子 三浦 和江 佐藤 智菜

大場 いづみ 三浦 千恵

令和 年 月 日

居宅介護支援事業の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者	所在地	宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎三島255番地		
	名称	愛光園介護支援サービス		
	代表者名	所長	岩淵 紀久子	印
	説明者	所属	愛光園介護支援サービス	
		氏名		印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	栗原市	
	氏名		印

(代理人)	住所	栗原市	
	氏名		印

サービス提供中における事故発生時の対応

1. 家族や緊急連絡先に報告する
2. 利用者の状態をかかりつけ医師に報告する
3. 家族に連絡をとってもらい、対応決定する
4. かかりつけ医師の指示に従い対応する
5. 各関連事業者に報告する

損害賠償について

利用者に対する指定介護支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、計画のない利用者及び家族等による自主的介護の実施による事故が発生した場合は損害賠償の対象といたしません。